別添５

平成２１年（排）第５号

排　除　命　令　書

東京都新宿区西新宿五丁目２番６号
株式会社ウイングツーワン
同代表者　代表取締役　吉　川　弘　敏

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ウイングツーワン（以下主文において「ウイングツーワン」という。）は，一般消費者に販売した別表の「商品名」欄記載の「銀座エンゼル」と称するブランドの革製品３品目（以下主文において「銀座エンゼルブランド３品目」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1)　平成２０年１月ころから同年８月ころまでの間一般日刊紙に掲載した広告において行った，あたかも，過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており，当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

(2)　平成２０年１月ころから同年８月ころまでの間一般日刊紙に掲載した広告において行った，あたかも，当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の原産国について，一般消費者に誤認される表示である旨

2　ウイングツーワンは，今後，銀座エンゼルブランド３品目又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　ウイングツーワンは，今後，銀座エンゼルブランド３品目又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示す表示及び当該商品の原産国について一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　ウイングツーワンは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ウイングツーワン（以下「ウイングツーワン」という。）は，肩書地に本店を置き，革製品の通信販売業を営む事業者である。

2 (1) ウイングツーワンは，平成２０年１月ころから同年８月ころまでの間，東京都千代田区平河町一丁目６番３号に所在するグッドスタッフ株式会社が国内に所在する事業者を通じて中華人民共和国に所在する事業者に委託して製造させた別表の「商品名」欄記載の「銀座エンゼル」と称するブランドの革製品３品目（以下「銀座エンゼルブランド３品目」という。）を国内の卸売業者から仕入れ，当該商品について，一般日刊紙において広告を行い，郵便，電話及びファクシミリで注文を受け付ける方法により，一般消費者に販売していた。

(2) 「銀座エンゼル」と称するブランドは，昭和２３年ころから平成１０年ころまでの間，東京都中央区銀座に所在した革製品製造販売業者が，一般消費者からの注文を受けて製造販売した財布等の革製品に使用していたものである。

3　ウイングツーワンは，銀座エンゼルブランド３品目を販売するに当たり，当該商品の内容について自ら十分な確認を行わないまま，当該商品について，別表の「広告年月日」欄記載の日に，同表の「表示媒体」欄記載の一般日刊紙に

掲載した広告において，例えば，平成２０年６月１０日付け日本経済新聞に掲載した広告（別添写し）にあっては，「山羊マネークリップ」と称する商品について，「革製品の老舗『銀座エンゼル』、マネークリップ財布！　１９４８年から半世紀､その老舗より､男の余裕を感じさせる､マネークリップが登場！」，「著名人をはじめ、多くの方々に愛用されていた「銀座エンゼル」が手掛けた逸品！」及び「オーダーメイド革製品の老舗『銀座エンゼル』は、昔からの愛用者から、注文があった時だけ受注しています。この度『銀座エンゼル』の特別発注でお分けできるようになったのが、伝統素材である山羊革を贅沢に使用し、古来より伝わる独特の製法で仕上げたマネークリップ財布。」と記載することにより，あたかも，過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており，当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示をしていたが，実際には，当該事業者は平成１０年に閉店して以降，当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく，当該商品は当該事業者が製造したものではなかった。

４　ウイングツーワンは，銀座エンゼルブランド３品目を販売するに当たり，当該商品の原産国について自ら十分な確認を行わないまま，当該商品について，別表の「広告年月日」欄記載の日に，同表の「表示媒体」欄記載の一般日刊紙に掲載した広告において，例えば，平成２０年６月１０日付け日本経済新聞に掲載した広告（別添写し）にあっては，「山羊マネークリップ」と称する商品について，「●日本製」と記載することにより，あたかも，当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示をしていたが，実際には，当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

法　令　の　適　用

前記３の事実によれば，ウイングツーワンは，銀座エンゼルブランド３品目の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反し，また，前記４の事実によれば，ウイングツーワンは，銀座エンゼルブランド３品目の原産国について，同項第３号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和４８年公正取引委員会告示第３４号）第２項に該

当する表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第３号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年１月８日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別　表

商　品　名	表示媒体	広告年月日	備　　考
山羊マネークリップ	日本経済新聞（夕刊）	平成２０年1月２４日	
		平成２０年3月１３日	
		平成２０年4月１１日	
		平成２０年5月１３日	
		平成２０年6月１０日	別添写し
		平成２０年7月9日	
	読売新聞（夕刊）	平成２０年7月１６日	
大容量ウォレット	日本経済新聞（夕刊）	平成２０年3月１３日	
		平成２０年4月１１日	
		平成２０年5月１３日	
		平成２０年6月１０日	
		平成２０年7月9日	
		平成２０年8月２７日	
山羊革フレームポーチ	日本経済新聞（夕刊）	平成２０年6月１０日	